

議案第36号

三朝町税条例の一部改正について

次のとおり、三朝町税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年5月15日

三朝町長 松浦弘幸

三朝町税条例の一部を改正する条例

第1条 三朝町税条例（昭和45年三朝町条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="300 1406 389 1442">附 則</p> <p data-bbox="233 1512 363 1547">(読替規定)</p> <p data-bbox="217 1568 839 1879">第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条又は第62条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは法第349条の3の4から第349条の5まで又は<u>法附則第15条から第15条の3の2まで、第61条若しくは第62条</u>」とする。</p> <p data-bbox="217 1948 839 2029">(法附則第15条第2項第5号等の条例で定める割合)</p>	<p data-bbox="943 1406 1032 1442">附 則</p> <p data-bbox="876 1512 1007 1547">(読替規定)</p> <p data-bbox="860 1568 1482 1832">第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは法第349条の3の4から第349条の5まで又は<u>附則第15条から第15条の3の2まで</u>」とする。</p> <p data-bbox="860 1948 1482 2029">(法附則第15条第2項第5号等の条例で定める割合)</p>

<p>第10条の3 略 2～14 略</p> <p><u>15 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。</u></p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から<u>令和3年3月31日</u>までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>(個人の町民税の税率の特例等)</p> <p>第22条 略</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)</u></p> <p><u>第23条 第9条第6項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。</u></p>	<p>第10条の3 略 2～14 略</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から<u>令和2年9月30日</u>までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>(個人の町民税の税率の特例等)</p> <p>第22条 略</p>
---	---

第2条 三朝町税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条</u></p>	<p>附 則</p> <p>(読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条又は第62条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条</u></p>

の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは法第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条若しくは第64条」とする。

(法附則第15条第2項第5号等の条例で定める割合)

第10条の3 略

2～14 略

15 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第23条 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第24条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、町長が指定するもの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第

の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは法第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで、第61条若しくは第62条」とする。

(法附則第15条第2項第5号等の条例で定める割合)

第10条の3 略

2～14 略

15 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第23条 略

4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。